

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康保険部長寿政策課地域包括ケア推進室
委 託 業 務 名	木戸・小松エリア新規包括システム設定及び保守業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町3番1号
概 要	長寿政策課、各あんしん長寿相談所で使用している地域包括支援システムについて、木戸・小松エリアに新設される地域包括支援センターに関する設定を行い、保守を行う。
契 約 期 間	令和4年6月27日 から 令和5年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和4年6月27日
契 約 金 額	663,300 円
契 約 の 相 手 方	[所在地] 大阪市西区阿波座二丁目4番23号 [名 称] 株式会社ブレインサービス
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	株式会社ブレインサービスは本市が利用する地域包括支援システムの製造開発業者であり、当該システムのソースコードを公開していないことから、当該事業者以外がシステムに関する設定・保守を行うことができないため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項  (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。